

「ほくぎん教育資金贈与専用口座」のご案内

1. 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

2013年4月1日(月)から2026年3月31日(火)までの間、祖父母等(直系尊属である贈与者)が子や孫等(受贈者)に対して、教育資金に充てるため一括して金銭を贈与し、当該子や孫等(受贈者)の名義で新たに開設された口座に預け入れ等された場合には、贈与税が非課税となります。

【制度の概要】

非課税となる教育資金の範囲と金額	<ul style="list-style-type: none"> 学校等に対して直接支払われる金銭 最大1,500万円 ※学校等以外の者に支払われる金銭で社会通念上相当と認められるものは、上記1,500万円の範囲内で最大500万円
贈与者となりうる方	受贈者の直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母)
受贈者の年齢制限	30歳未満
当初のお手続き	<ul style="list-style-type: none"> 本非課税措置に対応した預金等の商品を取り扱う銀行にて専用口座を開設のうえ、贈与された金銭をお預け入れ等してください。 なお、専用口座の開設等に先立ち、贈与者と受贈者の間で書面により贈与契約を締結していただく必要があります。 ※取扱金融機関以外の金融機関にお預け入れ等されても、本非課税措置の適用を受けることはできません。
非課税申告	<ul style="list-style-type: none"> 専用口座の開設にあたっては、教育資金非課税申告書を取扱金融機関にご提出ください。 教育資金の非課税申告は、受贈者お一人につき一金融機関一店舗に限定されています。受贈者は、他の取扱金融機関や、非課税申告した金融機関における他の店舗も含め、重複申告はできません。 ※重複申告された場合には、1つを除き無効となります。
教育資金のお引き出し	<ul style="list-style-type: none"> 専用口座からお引き出しされた資金を教育資金として利用されたことを確認するため、学校等からの領収書等を取扱金融機関にご提出ください。 ※領収書等のご提出がないお引き出しや教育資金目的以外のお引き出しは課税対象となります。

※具体的な税務上の取り扱いについては、税理士・税務署にご相談・ご確認ください。

【教育資金とは】

- (1) 学校等* に対して直接支払われる金銭
 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等
 ※学校等：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、海外の日本人学校、インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)等
 - (2) 学校以外の者に対して支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの
 教育(学習塾、そろばん等)、スポーツ(水泳、野球等)、文化芸術(ピアノ、絵画等)に係る教室に直接支払われる月謝等や、学校等で必要と認めた学用品等に充てるために物品の販売店等に支払われるもの、通学定期券代、留学渡航費、学校等に入学、転入学、編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費
- ★なお、現在でも扶養義務者から被扶養者への「学資や教材費、文具費などの教育費であって、通常必要と認められる」範囲内で都度贈与を行う場合は非課税とされています。
- ※相続税法第21条の3第1項第2号、相続税法基本通達21の3-4~6

2. 商品概要

本預金は、平成25年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（以下、「非課税措置」といいます。）」の適用商品です。

項目	内容
商 品 名	「ほくぎん教育資金贈与専用口座」
対象となる預金	普通預金 ※教育資金管理特約が適用されます。
ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方と書面にて贈与契約を締結している30歳未満のお客さま（受贈者） 贈与を受ける年の前年における合計所得金額が1,000万円以内のお客さま（受贈者）
最低お預け入れ額	1円以上（1円単位）
お預け入れ限度額	1,500万円（利息はお預け入れ限度額に含みません）
お預け入れ期限	2026年3月31日まで
口座開設方法	※2021年3月31日をもって新規口座開設の取扱は終了いたしました。 当行の窓口でお申しいただけます。 口座開設時には、以下の書類のご提出とともに非課税措置の適用を受ける目的の資金をお預け入れいただきます。 ① 贈与契約書（契約日から2ヵ月以内） ② 教育資金非課税申告書 ③ 受贈者（お孫さま等）の所得確認書類（原本またはコピー） 他のご家族等の扶養家族に入っておらず、所得がある方は以下の書類が必要となります。 ・源泉徴収票 ・確定申告書の写し ・課税証明書 ・給与明細書 その後の諸手続きは、口座開設店で受付いたします。
追加資金のお預け入れ方法	口座開設店で、以下の書類のご提出とともに非課税措置の適用を受ける目的の資金をお預け入れいただきます。 ① 贈与契約書（契約日から2ヵ月以内） ② 追加教育資金非課税申告書 ※贈与を受ける年の前年における受贈者（お孫さま等）の合計所得金額が1,000万円以内である必要があります。
お引き出し方法	口座開設店の窓口でのお取り扱いとなります。 教育資金の支払いを証明する領収書等または支払請求書等の原本をご提示ください。
終了事由	以下のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます（通常の預金口座として引き続きご利用いただくことはできません）。 ①受贈者（お孫さま等）が30歳になられた場合（30歳に達した日） ※2019年7月1日以後、受贈者（お孫さま等）が30歳に達した場合において「学校等に在学している」または「教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している」際は、特約を終了しないものとし、教育終了の翌年の12月31日または40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理特約が終了するものとします。 ②受贈者（お孫さま等）が亡くなられた場合（亡くなられた日）

	③残高が0円となり、受贈者（お孫さま等）と当行で特約終了の合意があった場合（合意に基づき終了する日）
贈与者が亡くなられた場合	<p>2019年4月1日から2021年3月31日の間に贈与を受け、契約期間中に贈与者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の管理残額（教育資金の支払いに充てられなかった残額のうち、贈与者がお亡くなりになった日から3年以内に取得した資金の価額に対応する残額）について、受贈者（お孫さま等）が贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。（受贈者が孫等の場合でも、相続税額の2割加算は適用となりません）。</p> <p>2021年4月1日以後贈与を受け、契約期間中に贈与者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日における管理残額について、贈与者がお亡くなりになった日までの年数にかかわらず受贈者（お孫さま等）がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。（受贈者が孫等の場合、相続税額の2割加算が適用となります）。</p> <p>※以下のいずれかに該当する場合は相続税の課税対象外となります。</p> <p>①受贈者（お孫さま等）が23歳未満の場合 ②受贈者（お孫さま等）が学校等に在学している場合 ③受贈者（お孫さま等）が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合</p> <p>ただし、2023年4月1日以後贈与を受け、契約期間中に贈与者がお亡くなりになった場合、相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、受贈者の年齢や在学中等の有無にかかわらず、お亡くなりになった日における管理残額について、受贈者（お孫さま等）がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。</p> <p>※贈与者が亡くなられた場合、受贈者（お孫さま等）は「贈与者が亡くなったことがわかる公的書類」と「贈与者がなくなる以前に支払われたことを証する未提出の領収書」を速やかに当行窓口までご提出ください。</p>
利 息	普通預金の店頭表示利率を適用します。
手 数 料	<p>管理手数料は無料です。</p> <p>※振込手数料等は、当行所定の手数料をご負担いただきます。</p>
その他留意事項	<p>「ほくぎん教育資金贈与専用口座」は次のお取引のご指定やご利用はできません。</p> <p>①給与、年金および配当金等の自動受取口座 ②各種料金等の自動支払口座 ③現金自動入出金機（ATM）での入出金、振込 ④ほくぎんダイレクトA（インターネットバンキング）の資金移動サービス ⑤キャッシュカードの発行</p> <p>受贈者（お孫さま等）が未成年の場合は、次の取り扱いとなります。</p> <p>①親権者さまがご署名、ご捺印ください。 ②お引き出し、追加資金のお預け入れは、親権者さまがお手続きしてください。</p>

3. 必要書類

受贈者（お孫さま等）のご本人確認書類	個人番号カード、運転免許証、保険証、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真付）等 ※受贈者（お孫さま等）が未成年の場合は、親権者さまのご本人確認書類も必要となります。
お孫さま等のご印鑑	口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本・抄本または住民票の写し（原本）	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さま等が受贈者（お孫さま等）の直系尊属であることが確認できる戸籍謄本等の原本をご提出いただきます。
贈与契約書（原本）	あらかじめ書面にて祖父母さま等と受贈者（お孫さま等）との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます。 ※贈与資金は贈与契約日から2ヵ月以内に当行にお預入れいただく必要がございますのでご注意ください。 ※贈与契約書の書式は店頭および当行ホームページにご用意しております。
教育資金非課税申告書（原本）	非課税措置の適用を受ける金額（お預入れ金額と同額である必要があります）等を記載していただきます。 申告書は当行より税務署に提出いたします。 ※申告書は店頭にご用意しております。また、国税庁および当行のホームページからもダウンロードできます。

4. お引出しおよび領収書等のご提出

お引出し方	<p>口座開設店の窓口で教育資金の支払を証明する領収書等（お引き出しされた預金で教育資金を支払う場合は支払請求書等）の原本をご提出のうえお引き出しの手続きを行ってください。</p> <p><u>・その際領収書等に記載される支払年月日は口座からのお引き出しと同じ年に属することが必要です。同じ年に属していない場合、お引き出し金額は教育資金以外の支出となり、非課税の対象とはなりませんのでご注意ください。</u></p>
ご注意事項	<p>・支払請求書等によりお引き出しをされた場合は、領収書等を受領次第速やかに口座開設店へご提出ください。（翌年の3月15日までご提出がない場合、お引き出し金額は教育資金以外の支出となり、非課税の対象とはなりませんのでご注意ください。）</p> <p>・ご提出いただいた領収書等の原本の返還が必要な場合、当行は所定の方法により非課税措置が適用される旨の表示等を行ない写しを取得のうえ返還いたします。</p>

※「少額教育資金支出支払明細書」について

2016年1月4日（月）より、領収書等に記載された支払金額が1万円（消費税込）以下で、かつ、その年中（暦年：1月1日から12月31日）における合計支払金額が24万円（消費税込）以下のものについて、領収書に代えて支払年月日、支払金額等を記載した明細を提出することができます。詳しくは窓口までお問い合わせいただくか、または文部科学省のホームページをご参照ください。また、「少額教育資金支出支払明細書」の書式は店頭および当行ホームページにてご用意しております。

5. その他ご注意事項

- (1) 本預金にお預け入れいただく前に支払われた教育資金は、非課税措置の適用対象外となります。
- (2) お預け入れされた資金を減額することはできません。
ただし、遺留分侵害額請求などがあった場合はご相談ください。
※2019年7月1日施行の法改正により遺留分減殺請求は「遺留分侵害額請求」に改められました。
- (3) 教育資金管理特約が終了した場合、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額について、教育資金管理特約が終了となった年に贈与があったものとして贈与税が課されます。(「受贈者(お孫さま等)が亡くなられた」場合は、贈与税は課されません。)
※以下の部分の合計金額が贈与税の課税対象となり、特約が終了した年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には、贈与税のご申告が必要です。
 - ①お預け入れ金額のうち、お引出しをしなかった部分
 - ②お引出し金額のうち、次の部分
 - ・教育資金のお支払いに充当しなかった部分(年間のお引出し合計額が年間の領収書等の合計金額を超える部分を含みます)
 - ・教育資金のお支払いとお引出しの年が異なる部分
 - ・教育資金のお支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分(領収書等の記載事項、内容に不足、不備等がある場合を含む)
 - ・学校等以外の者への教育資金のお支払いで累計500万円を超える部分
- (4) 振込手数料は非課税措置の対象とはなりません。
- (5) その他教育資金管理特約に反する取扱いがあった場合には非課税措置の対象外となる可能性がありますのであらかじめご了承ください。また、上記特約を変更する場合は、変更内容は当行ホームページ等、当行所定の方法で通知いたします。

以 上

領収書等の記載項目の確認および保管について

- ◇ 教育資金として預金を払い戻す場合は、その都度領収書その他の書類または記録でその支払いの事実を証するもの（以下「領収書等」といいます。）の原本またはそれに準じるものを提出願います。
- ◇ 当行で内容を確認し、「適用済」と記載またはゴム印を押印した後、原本をお返しいたします。
あわせて「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関する領収書等明細一覧兼チェックシート」に記入してください。
- ◇ 「領収書等」として提出が必要なものは以下のとおりです。（別紙の見本を参照願います。）

1. 領収書の場合

発 行 者	保管（提出）が必要なもの		補 足 説 明
	領収書	添付書類	
学校等	必 要	不 要	領収書には、支払日、金額、支払者（宛名＝お孫さま等、摘要等にお孫さま等の氏名が記載されている場合はお孫さま等の親権者さまでも可）、支払先の氏名（名称）および住所（所在地）（注②）、支払内容（注③）が記載されていることが必要です。
塾や習い事教室			
業者 〔学校で必要なものの購入に限る〕		学校からの支払依頼文書（注①）	

（注①）年度や学期の始めに配付されるプリントや「学校便り」「教科書購入票」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。

なお、書面には学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。

（注②）住所（所在地）の表示があるホームページを印刷したものをご提出いただくことも可能です。

「学校等」への支払いで、支払先住所の記載がなくても補記は不要です。

「学校等以外」への支払いで、支払先住所は、支払者（本人または親権者）が追記できます。（追記箇所）に署名または押印願います。）

（注③）支払内容として資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。また学校等以外の者（塾や習い事）に必要な費用を直接支払う場合の領収書については、支払内容に加えて、その支払内訳（例「〇月分〇〇料として（〇回または〇時間等）」）についても記載されていることが必要です。

「学校等」への支払いで、支払内容は、支払者（ご本人または親権者）が追記できます。（追記箇所）に署名または押印願います。）

2. 領収書以外の「支払の事実を証する書類」の場合

親権者さまやご本人さまが以下の方法により教育資金を支払いされる場合は、領収書の代わりに「支払の事実を証する書類」をご提出願います。なお、（※）印の表示のある支払方法は、教育資金贈与専用口座ではお取扱いはできませんので、別の口座（他金融機関を含む）をご利用願います。

支払方法	保管（提出）が必要なもの		補 足 説 明
	支払の事実を証する書類	添付書類	
振込	窓 口	振込受付書	右記の要件がすべて記載されている場合は不要です。
	ATM （※）	ご利用控え	
	インターネット バンキング （※）	振込完了画面の印刷	
口座振替（※）	通帳のコピー		
クレジットカード（※）	ご利用明細と通帳のコピー（注④）		「支払の事実を証する書類」には支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）および住所（所在地）（注②）、支払内容（注③）が記載されていることが必要です。

月謝袋での 集金	月謝袋 (コピーでも可)	右記の要件がすべて記載されていない場合は、学校からの支払依頼文書(注①)が必要です。	(注④) クレジットカードを利用した場合の「支払日」は、クレジットカードのカード利用日となります。
-------------	-----------------	--	---

非課税対象となる教育資金の範囲

支払先	支払内容	最大非課税額
学 校 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費 ○ 修学旅行・遠足費 ○ 入学(園)試験の検定料 ○ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金 ○ PTA会費、学級会費・生徒会費、学校の寮費(学校等からの領収書等により確認ができる場合)など ○ 給食費、学用品費など学校等における教育に伴って必要な費用など(学校等が費用を徴収し、業者等に支払う場合に限る) 	1,500万円
学校等以外	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習塾、そろばん教室、水泳教室、ピアノ等文化芸術にかかる教室等に直接支払われる月謝等 ○ 上記に必要な物品購入(業者でなく、各施設に直接支払われるもの) ○ 通学定期券代、留学渡航費、学校等に入学、転入学、編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費 <p>※ 下宿代は対象外。 ※ 入学願書の購入費用は対象外。</p>	500万円 (上記1,500万円の範囲内)

※教育資金の範囲から学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者(お孫さま等)が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、2019年7月以降に支払われる教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない。

学校等とは

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- 大学、大学院
- 高等専門学校
- 専修学校、各種学校
- 保育所、保育所に類する施設、認定こども園
- 外国の教育施設のうち一定のもの（その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本の小学校・中学校又は高等学校と同等であると文部科学大臣が認定したもの、インターナショナルスクール、国内にある外国の教育施設で、日本の学校への入学資格が得られるもの、国際連合大学）
- 水産大学校、海技教育機構の施設（海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校）、航空大学校、国立国際医療研究センターの施設（国立看護大学校）
- 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校(※)、職業能力開発短期大学校(※)、職業能力開発校(※)、職業能力開発促進センター(※)、障害者職業能力開発校

(※) 印の施設は、国・地方公共団体・職業能力開発促進法に規定する職業訓練法人が設置するものに限ります。

「領収書等」、「学校等」・「学校等以外」の区分、非課税となる教育資金の範囲についての詳細は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について（文部科学省ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

※ 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

6. お問い合わせ

教育資金贈与専用口座に係るご質問はお気軽にお電話ください。

当行専用フリーダイヤル
(受付時間：平日AM9:00～PM5:00)

0120-770-164

(2023年6月30日現在)

【様式】	文書番号	0004025	保存区分	-	処理	保存対象外	-	202306(202109)
------	------	---------	------	---	----	-------	---	----------------